

広 告 掲 載 取 扱 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人国民宿舎協会（以下「協会」という）の広告媒体に掲載する、広告に関する事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 協会が発行する印刷物。
- (2) 協会が管理するホームページ。
- (3) その他、協会が広告掲載を認めるもの。

(掲載基準)

第3条 次に該当する広告は掲載できないものとする。

- (1) 協会の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 投機的商品の広告。
- (3) 霊感商法など不良商法と認めるものの広告。
- (4) 債権取立て、回収等の広告。
- (5) 消費者金融の広告。
- (6) 暴力団等反社会的活動を行う結社団体の広告。
- (7) 探偵事務所等の広告。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (9) 法規に触れる商品、無許可商品、粗悪品等の販売広告。
- (10) 国家資格に基づかない者が行う療法の広告。
- (11) 人権を害するおそれがある広告。
- (12) その他、協会が掲載を不適当と認める広告。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広告枠の新規設置または空きが生じた際、広告媒体ごとに公営
国民宿舎ガイドブック、公営国民宿舎ホームページ等により行うものとする。

(広告の申込)

第9条 広告の掲載を希望する事業者は、協会が指定する期間内に、広告掲載申込書
(様式第1号) に掲載内容の原稿等を添付して申込むものとする。

(広告の掲載決定)

第10条 協会は前条の申込を受けたときは、掲載内容の原稿等を精査し、掲載の可否
を決定するものとする。

2 協会は、掲載の可否を決定したときは、広告掲載（不掲載）決定通知書（ 様式第2
号 ）により、申込者に通知するものとする。

3 掲載の可否にあたり、申込者が多数の場合は先着順とする。

(広告原稿等の作成)

第11条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（ 以下「広告主」 という ）は、版下原
稿またはバナー等を、広告主の費用負担で作成するものとする。

(広告原稿等の提出)

第12条 広告主は、協会が指定する期間内に、掲載しようとする版下原稿またはバナ
ー等を提出するものとする。

(広告原稿等の変更)

第13条 協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先等が第3条に抵触、若しくはそ
のおそれがある場合は、広告主に対し変更を求めることができる。

(広告の掲載料金の納付)

第14条 広告主は、協会が指定する期間内に、掲載料金を納付するものとする。

(広告の掲載取消)

第15条 協会は、次に該当する場合には、広告主に対し何ら手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 第12条の規定に従わないとき。
- (2) 第13条の規定に応じないとき。
- (3) 第14条の規定に従わないとき。
- (4) 広告主が、広告の掲載権利を、協会に無断で譲渡または転貸したとき。

2 協会は、掲載決定後であっても、適切でないと判断したときは、広告主にその旨通知し、掲載を取り消すことができるものとする。

(広告掲載料金の返還)

第16条 納付された掲載料金は、原則として返還しないものとする。

但し、掲載料金が複数の掲載期間分納付されている場合であって、広告の掲載が取消された時点で未掲載期間分として残っているものについては、この限りではない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の掲載内容に関して、苦情・被害救済・損害賠償請求等に対する一切の責任を負うものとする。

(その他の事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成20年6月9日から施行する。
2. この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公営国民宿舎ホームページ広告掲載取扱実施細目

(趣旨)

この実施細目は、一般社団法人国民宿舎協会広告掲載取扱規程の第4条から第7条までの規定に基づき、公営国民宿舎ホームページへの広告掲載に関する必要な事項を定めるものである。

(広告の規格)

- (1) 縦60ピクセル、横300ピクセル。
- (2) G I F、J P E G。
- (3) 1MB以内。

(広告の掲載位置)

公営国民宿舎ホームページのトップページ。

(広告の掲載期間)

原則として1箇月単位で1年間までとし、再掲を妨げない。

(広告の掲載料金)

- (1) 非会員1枠当たり月額15,000円。
- (2) 会員1枠当たり月額10,000円。

附則

1. この細目は、平成20年6月9日から施行する。
2. この細目は、平成21年3月13日から施行する。
3. この細目は、平成25年4月1日から施行する。
4. この細目は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

広 告 掲 載 申 込 書

一般社団法人国民宿舎協会広告掲載取扱規程第9条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、同規程の定めを遵守します。

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

担当者職・氏名

広 告 媒 体 名

広 告 規 格 名

広 告 掲 載 位 置

広 告 掲 載 期 間 年 月 日 から 年 月 日 迄

(ホームページへの掲載の場合)

リンク先ホームページの内容

一般社団法人 国民宿舎協会

会 長 藤 井 勇 治 殿

様式第2号

平成 年 月 日

様

一般社団法人 国民宿舎協会

広告掲載（不掲載）決定通知書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協会の事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、 年 月 日付でお申込み頂きました、広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定致しましたので、ご通知申し上げます。

謹白

記

1. 決定区分 掲載

不掲載

（理由； ）

2. 広告媒体名

3. 広告規格名

4. 広告掲載位置

5. 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日 迄

6. 広告掲載料金 円 ※ 別紙請求書添付

7. 広告原稿等提出 年 月 日 迄

8. その他連絡事項